

## 平成 25 年度第 2 回消費生活審議会会議録

開催日時：平成 26 年 1 月 10 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

開催場所：第 4 委員会室

出席委員：渡辺達徳会長、鎌田健司副会長、飯塚順子委員、石山隆委員、伊東智恵子委員、加藤房子委員、亀井文委員、向所千夏委員

事務局：市民局渡辺局長、市民局白川次長兼市民協働推進部長、消費生活センター吉田所長、関口消費生活係長、加藤相談啓発係長、笠原主任

### 議題（1）会長・副会長の選出について

（白川次長）暫時進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。仙台市消費生活条例の施行規則によりまして、会長及び副会長は委員の互選により選出すると定められております。まず、会長について、自薦・他薦含めまして皆様から決めていただきまして、副会長については、会長の補佐となる役回りとなりますので、会長に決まられた方からご指名いただくという方法を取りたいと思っておりますが、そういった形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。では会長について、どなたかご推薦があればお願いいたします。

（加藤委員）この間、前期においても渡辺委員が会長を務められ、審議会が滞りなく進められているということもありますので、できれば継続して会長をしていただきますとよろしいと思っております。

（白川次長）ただ今、加藤委員から、前期も会長であった渡辺委員を会長にというご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

（白川次長）それでは、渡辺委員にお願いしてよろしいでしょうか。

（渡辺会長）会長のご指名をいただきました。重責でございますが、皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきますのでどうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

（白川次長）次に、会長の方から副会長をどなたにお願いした方がよろしいか、ということで、お願いいたします。

（渡辺会長）今期の活動の中で消費者教育についてかなり取り上げることになると存じますので、こういった方面にもお詳しいと伺っておりますので、鎌田委員にお願いできますでしょうか。

（白川次長）それでは鎌田委員によりましてお願いいたします。それでは会長と副会長が決定しましたので、暫時の進行も終わりとさせていただきます。

### 議題（2）会議及び会議録の公開の取扱いについて

（渡辺会長）それでは、議題(2)「会議及び会議録の公開について」、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開・非公開を審議会で決定することになってございます。なお、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を扱う場合及び非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となりますが、本日は、それには該当するものがございませんから、原則公開となります。なお、会議終了後に会議録を作成いたしまして、市政情報センター等において公開いたしますことを申し添えます。

(渡辺会長) それでは、本日の審議会は公開とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、本日の審議会は公開といたします。

### 議題(3) 会議録署名委員について

(渡辺会長) 続きまして、議題(3)「会議録署名委員について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度等、これは委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度でございしますが、この制度を採用することとなっておりますことから、会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員1名を決めていただくものでございます。

(渡辺会長) それでは、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃらなければ、慣例により名簿順とさせていただきますと思います。今回は飯塚委員をお願いすることになりますが、よろしいでしょうか。

では、飯塚委員、よろしくお願いいたします。

### 議題(4) 仙台市消費者行政の概要について

(渡辺会長) それでは、議題(4)仙台市消費者行政の概要について、事務局より説明願います。

(事務局) お手元の「消費者行政の概要」をご覧ください。こちらの1ページから3ページに、本市の消費者行政を担当する消費生活センターの組織や業務などについて説明しておりますが、センターの業務は大きく5つの体系に分けられます。一つ目が、消費者行政の企画・調整となっており、消費生活条例の管理、消費生活基本計画の策定及び進捗管理、消費生活審議会の運営、国や他の自治体、関係機関との連絡調整などでございます。二つ目が安全・安心な消費生活基盤の確保でございます。消費者が商品を選択するときの判断基準となる表示に関する調査など、商品の適正な表示の推進や電気メーターやガスメーターなどの、検定有効期間の確認、商品量目の立入検査など、適正な計量の確保などです。三つ目が消費者被害の防止と救済です。専門の相談員による消費者相談窓口を設

置しており、消費者から商品の購入やサービスの契約などに関する消費者トラブルの相談を受け、解決に向けた事業者とのあっせんなどの支援を行っております。また、消費者被害防止のため情報収集を行うとともに国や県、警察などの行政機関をはじめ、弁護士会やNPOなど様々な関係機関との連携協力にも努めているところでございます。四つ目が消費者教育・啓発の推進で、国においては、おととしの12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者教育の推進を重点項目に掲げましたが、本市では昭和50年代の早い時期から消費者教育・啓発を施策の柱の一つとして取り組んでまいりました。五つ目が、環境に配慮した消費行動の推進です。将来にわたって持続可能な社会を構築するための、消費者市民社会を目指した啓発にも力を注いでいるところでございます。これらの具体的な取り組みについては後ほど概要をご高覧いただければと思いますが、ここでは、消費者相談の現状について少しご説明させていただきます。11ページをご覧ください。消費生活相談の年度推移を表1にお示ししています。平成22年度には8,055件だったものが、平成23年度では6,654件と大幅に減少し、平成24年度は6,885件とまた増加に転じました。平成25年度は12月までの仮の集計となっておりますが、5,815件となっており、前年を2割ほど上回るペースで推移しています。このペースでいきますと、平成20年のレベルに達するものと推測しています。次にどのような方からどのような相談が寄せられているかについては、12ページから15ページで説明しておりますが、今年度も含めて携帯電話やパソコンなどインターネットを利用したサイトからの不当請求、架空請求などのデジタルコンテンツに関する相談が多く、すべての年代から相談が寄せられている状況です。また、70歳以上の高齢者からの相談が増えており、内容としては健康食品の強引な送り付けに関する相談が、おととしの後半から寄せられ始め、今でもなかなか減らない状況にあります。その他に高齢者からの相談としては、株やファンド型投資商品などの金融関連の悪質な劇場型勧誘の相談も多くなっています。最近の相談の特徴としてはインターネットや電話などによる通信販売によるトラブルが多く、手口がより悪質巧妙化した困難事例、犯罪事案となる相談が増えていきます。

ここで、資料1の、株式会社アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品から農薬のマラチオンが検出され、自主回収が行われており、昨年末から大きな問題になっていますが、それを食べたとみられる消費者からの健康被害に関する相談の受け付け状況について説明させていただきます。資料1は仙台市の保健所と消費生活センターに寄せられた相談を健康福祉局がまとめて記者発表したものです。ご注意いただきたいのは、この内容は消費者から届けられた情報をそのまま掲載したものですので、食べた冷凍食品と症状との因果関係が確認されたものではござい

せん。なお、この資料は本市ホームページにも掲載されています。こちらの資料では1月6日から9日の13時までには寄せられた相談は27件となっていますが、このほかに消費生活センターには26件の相談が寄せられています。主な内容は、アクリフーズに電話がつかないという第一声に始まり、該当商品があるのだが、返品方法や返送先を知りたい、小さいお子さんのご家族や妊婦さんからは、該当食品を食べたが後遺症の心配はないかといったものです。また、該当の工場が製造したものではないが大丈夫か、また、該当商品ではないが、アクリフーズのものはもう食べたくないの返金してほしい。また、視覚障害者からは、視覚障害者は該当商品かどうか確認が困難なので、福祉関係者の支援が必要であるといったものとなっています。

次に、今期の消費生活審議会についてご審議いただく内容についてご説明させていただきます。これまで、5年に一度の消費生活基本計画策定に係る年度には年4回程度、それ以外の時期には年1~2回程度の開催で、計画の進捗報告、消費者教育推進にかかる行政及び各主体の役割といったテーマについて議論、ご提言をいただいております。

平成27年10月末までの任期でお願いしている今期につきましては、現行の基本計画の実施期間が平成27年度末までとなっていますので、次期計画の策定に着手する時期に当たっております。

次期計画策定の準備として、大きいところでは、平成26年度中に、市民および企業を対象とした消費生活や消費者問題に関する意識・行動調査を実施したいと考えておりますので、この調査の構築及び結果の分析についてご意見を頂戴する予定となっています。

また、平成27年度に入りますと、いよいよ計画策定の具体的な作業に入ることになりますので、皆様にはその着手の段階においてご助言を頂戴することになると考えております。

なお、次期の計画策定にあたっては、後ほど詳しくご説明しますが、「消費者教育の推進に関する法律」で努力義務とされている「消費者教育推進地域計画」も併せて検討する必要があります。

このように、皆様には、消費者行政のターニングポイントともいえる時期に委員をお願いすることとなりましたので、会議を開催する回数も通常よりは多めになり、何かとご指導を仰ぐ機会も多くなると考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(渡辺会長) ありがとうございます。ただいま、事務局から説明をいただきました。ご質問、ご意見等がありましたら承って行きたいと思っております。何かございましたら、最後にもまとめて伺う時間を設けたいと思っております。

#### 議題(5) 活動紹介及び消費者問題への提言

(渡辺会長) それでは議題(5)でございます。今回は新しい委員の方々による第1回目

の会議ということで、6名の方が新しく就任されていますので、自己紹介を兼ねまして、皆様方の日頃の活動紹介や、消費生活問題に対してお考えになっていること、ご提言などがありましたら、ざっくばらんにお話しいただきたいと思います。消費生活問題は私たちの日常生活・経済活動のほとんどの部分をカバーする問題であると考えますので、お話しいただく内容は、「消費者被害の防止」「消費者教育」「消費生活をめぐる社会の課題」「消費者行政のあり方」、その他のいかなる観点からでも結構です。お話しいただいた後に意見交換などもできればと思いますのでよろしく願いいたします。

おひとり3分ぐらいをめぐりにお願いします。

(飯塚委員) みやぎ工業会から参りました。みやぎ工業会は、主に宮城県内の中小企業の会員さんが約8割で、残りは大手の企業さんの出先機関や県内にある企業さんが参加してくださっており、約400社にご加入いただいている団体です。活動としては技術や経営に関する勉強会・セミナーや講演会、会員さんと大学の先生方との交流を図るための催し物などを実施しております。普段は電話などで相談もお受けしております。

団体の代表として参加させていただいていますが、本日は市内の一消費者の立場でたまたま考えていたことがありましたので、お話しさせていただきます。私には82歳になる母がおり、グループホームのお世話になっています。日中はホームの方にお世話になっているので、家族としては心配ないのですが、お正月に職員の方とお話しする機会がありまして、困ったなということがあったのでお話しさせていただきたいのですが、グループホームに入るような方は比較的認知症が進んでいる方が多く、一人で買い物をしたりなどできない方も多いのですが、そこに入る前の段階の方ですと、お家に一人でいて、お買い物したいのだけど足腰が弱くなり、一人では外に出られない人も多いのだそうです。そういう方は、今は、インターネット、通信販売など届けてくれるサービスがあるので、「これからどんどん便利になっていいですね」とお話ししましたら、「便利なのはいいけれど、それが使いこなせない人が多い。むしろ今まで便利に使っていたのに、知らないうちに使いこなせなくなり、それに気付かずに、被害というほどではないけれどトラブルになることもあるので、それはそれで問題なのですよ」という話を聞きました。私なども通販などを便利に使っていますが、認知症になっていることに気づかないで買い物してしまうのではないかと将来のことが不安になったこともありました。そんな時に、事前にいただいた基本計画や消費者行政の概要を拝見しましたら、教育というものにも審議会でも検討していただけるという話がありましたので、ぜひその中に加えていただければと思いました。今のお話を伺っていても、売りつけられるとか、被害に遭うといった、受け身の話はよく聞きますが、これからの高齢者の方は

どちらかというとな積極的に便利に使いたいという方が多くなると思うので、そういう方が安全に使えるようフォローをしていただけるような、27年度以後の基本計画にも、そういったことを盛り込んでいただけたらと思います。

(石山委員) 私は公募による委員ですので、まずは自己紹介からさせていただきたいと思います。これまで普通の会社員として過ごしてきましたが、退職後、安心して暮らせる地域づくりに貢献したいと考え活動しています。現在主な活動としては、仙台市都市計画審議会の市民委員として復興のまちづくりに取り組み、社会福祉協議会の嘱託として精神障害者への金銭管理の支援などを行っています。消費生活審議会では、障害者や高齢者がいる現場を見ながら、支え合うことへの思いをベースに、企業の中で取り組んだ経験を活かしていければと思っています。消費者被害の防止には消費者が被害に遭わないということを自覚して行動するよう啓発するのが一番だと思いますが、高齢者や障害者は文書を読まないことが多く情報を提供しても届いていないことも多い。それでどうするかということでも市でもいろいろ試行されていると思いますが、私が現場で感じますことは、効果的だと思うのは周りの人の見守りであり、理想では「支えあう地域社会の実現」ということだと思います。現在は民生委員、ケアマネージャーなどの活動が期待されていると思いますが、人手の問題や介護保険制度の方で精一杯ですから、方向的には地域の多くの人を巻き込み、ご近所が見守り支えてもらうということを目指したいと思っています。それからもう一点、私は、事業者がもっと意識を持って行動するように、行政から誘導したり強制したりしてほしいと思います。簡単に言いますと、事業者が行う、消費者にとっての良いこと、悪いことがあります、この事実だけでも行政はもっと消費者に周知する。それも実名を挙げてということ。目先の利益でなく、長期に及ぶマイナスということをリスクとして事業者に意識させるということです。例えば私は昨年11月に宮城県主催の生産者との交流会に参加しました。その時に、生産者のHACCP、JGAP認証など、消費者にとってもよい取り組みがございました。これをやると、事業者のトラブルのリスク低減にもつながると思われませんが、ISO関係の企業の取り組みに比べるとまだまだ導入が進んでいないと思います。コストや手間もかかるのに、消費者にあまり認識されていないからです。事業者や行政にお願いする内容が多くなるかもしれませんが、審議会ではいろいろ勉強しながら参加させていただきたいと思います。

(伊東委員) 台原小学校校長の伊東と申します。小学校の家庭科研究会の部会長を今年度からさせていただいております。審議会は、前期は中学校の部会からだったので、今期は小学校ということで参加させていただいていると思っています。小学校で消費者教育を行うのは、家庭科で行うのは3時

間だけと短いですが、全ての時間において意識を持たせるという、大きな範囲を持っている、基本になる学びが入っていると思います。そういう点で子どもたちには、情報収集と整理の能力をつけるということで3年生から始まっています。社会科や総合的な学習など、すべてこれが基本になっています。判断能力、意思決定能力ということで、どんな小さいことでも、理由をちゃんと考えて「いる」「いない」を小学生のころから言える力をもって生活ができればいいのかなと思います。取捨選択能力についても、お店にいるときも、プラス・マイナスどちらもあるが、どちらを選択するか、というのがあると、小さい時から経験豊かにできるのかなと思います。中学生になると、インターネットやカードでの買い物など実際の社会の中で自分がどのように使っていくかという、現実的な話の学びとなります。中学校では職場体験をよくやっていますが、それまで受け身だったものが、ものづくりなど、能動的に提供する側を体験し、初めて物流などに関して両方から考えられチャンスとなりますので、中学校ではそういう点が目玉になってやっていると思います。将来にわたっては、大人が子どもから学ぶこともあると思いますし、地域から学ぶということもありますので、最終的には世代間交流ということを提言できればいいのかなと思っております。

(加藤委員) 宮城県生協連から来ておりますが、資料の「消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ」は、構成団体が8団体で、消費者の暮らしを良くするという目的のもと2010年に設立し活動しております。活動体制として、宮城県生協連が事務局を担っていますが、1年を通し、「食品の安全行政部会」「消費者行政部会」の二つの部会で活動を行っております。2番が活動の紹介ですが、定例の部会の中で、その時々的情勢や、メンバーの人数に合わせて、学習に取り組んでいます。国が消費者教育推進法を作りましたので、それに基づき、仙台市も計画を作るような話ですので、③では、仙台市は消費者行政のリーダー的な、消費者教育の視点に立って取り組んでいると思いますので、仙台市の消費者教育について吉田所長からお話をいただきました。④では食品中の放射性物質の風評被害がなかなかなくなるということで、リスコミというところでも行政主導で、大きな会場に市民を集めて説明会をした後、何人かの人が発言をするという形で行っていましたが、それではなかなか風評被害がなくなるのにつながらず、本当のリスコミになっていないという思いがあったので、それなら自分たちの主催で行ってはどうかということで、消費者庁との共催で行ったのですが、それぞれの立場からご報告をいただいて会場と意見交換を行うというリスコミを行いました。裏面にもありますが、宮城県の方を呼んで学習を行ったり、最大のことは、仙台市に食品の安全性に関する条例がないので、条例ができないのかという活動に取り組んでいます。パブコメを出したり、意見交換を行うという活

動を行っています。そういった活動を通して消費者教育について考えていることは、教育という名がつくとどうしても学校教育の場面を想定し、学習の中に取り入れてしまうということで、子どもたちはだいたい育ててきていると思いますが、今問題なのは、学習を受けて来なかった世代の人たちが被害に遭っているのではないかと思うことです。高齢者が狙われているというのもありますので、契約とはどういうものか、商品を見極める力を持つことが必要です。デジタルコンテンツ関連では、大人が知らないこともあるので、啓発の中でわかりやすく発信していくことが一つの手段ではないかと思います。いろいろな主体がバラバラの取り組みでは情報が共有できないので、連携できる方法を探り、マスコミの力を借りて発信していく方法、ホームページやメルマガなどで、最新の情報を発信できるようなことがますます重要になるのではないかと考えます。

(鎌田副会長) 仙台弁護士会の方から参りました。仙台弁護士会には消費者問題対策特別委員会という消費者問題を取り扱う委員会があり、その委員となっております。また、東北弁護士会連合会、日本弁護士連合会でも消費者問題の委員会があり、それぞれで委員となっております。弁護士になったころから、消費者問題には重点的に取り組んでいます。途中から、消費者教育に力を入れるようになりました。それは、弁護士をやっておりますと、消費者被害に遭った方の相談を受けますが、被害に遭った後で何とかしてあげたいと思っても、うまくいくケースももちろんあるのですが、残念ながら手遅れになっているケースも多く、それを目の当たりにして無力感を感じ、被害に遭われた方を救済するのはもちろんですが、被害に遭う前に何とかしたいと考えるようになったからです。仙台市の消費者教育連絡協議会に入らせていただき会長として携わってまいりました。仙台市はおととの消費者教育推進法施行以前から消費者教育に力を入れてきており、先進的な自治体だと思っておりますが、それでも消費者教育はなかなか難しいと思っております。私自身、10年ぐらい取り組んでいます。どうやったらうまくいくのか、試行錯誤しながらやっていますが、定着・普及させるのは難しいと思っております。推進法では、消費者市民社会というのがうたわれており、持続可能な社会の構築を目指すと言われておりますが、消費者市民とは、批判的能力を備え、取捨選択する主体的に社会にかかわっていく市民とされています。消費者はこれまで事業者との関係で受動的な立場と言われてきましたが、消費者の方が主体的に関わり選んでいくということで、消費者教育を捉えなおそうということで動いてきていると思います。伊東先生から、わずか3時間とはいえ、商品について必要なもの必要でないものをきちんと教える、中学校で、流過程をわかった上で買い物をするを教えるということをして伺い、本当に素晴らしいと思いました。きちんと教育していただい



ているなと思いました。また、加藤さんのお話で、生協での取り組みは、恥ずかしながらあまり知らなかったのですが、消費者庁長官や静岡大学の色川先生などをお呼びしたりなど、精力的に取り組まれていてすばらしいと感銘を受けています。救済とともに消費者教育に頑張っていきたいと思いますので、審議会の中で発言させていただいて、少しでも仙台市の消費者行政の力になれるよう頑張りたいと思います。

(亀井委員) 宮城教育大学教育学部家庭科教育専攻に所属しております。家庭科教育専攻の中でも、私の専門は栄養学です。大阪の出身で、仙台に来てから、この4月でやっと5年になります。まだまだ仙台市民になって日が浅く、皆様との差を感じていますので、まずは勉強させていただきたいと思います。大学の家庭科専攻の科目で消費、家庭経営というのはありますが、その中で消費者問題についてどれくらい教えられているかということ、あまりありませんし、どれくらい学生がこういった分野を学ぶ機会があるかということ、疑問に思っております。教育学部で消費、生産といったことに関連した科目がないことを実感しています。現代生活の科学という科目で、昨年からやり始めたのは、栄養学で、特保や健康食品やなどについて、『いいですよ』と言われて、何がいいのかわからないで買ってはいけない、栄養知識、食品知識をもちなさい」という話はしていますが、実感として大学生も小学生ほどの知識しかないかな、と情けないことで申し訳ないですが、どこかで消費者という自覚が出来上がらないまま、大人になり、みなさんが思い当たられているようなことが現実としてあると思います。具体的にどうしたらというのは思い当たらないのですが、消費者教育は必要だなと感じます。私自身の考えでは、もっと根底にある、倫理的な考え方、モラルが生産者にも消費者にも、どちらにも必要だと思います。今の日本になくなりつつあるのでしょうか。そこが問題を続発させているような気がしています。もっと根源的な問題になるのかな、と思います。偽装の問題もそうですし。まずは、仙台市の消費生活について、勉強させていただきたいと思います。

(向所委員) 仙台市社会学級研究会の枠で入れていただきました。社会学級とは、仙台市の全部の小学校にある生涯学習のグループ、組織で、学区内の大人を対象に、だれでも参加できる学習団体です。全体の連携のために社会学級研究会があります。全体で、学習することを協議しています。私は鹿野小学校の保護者で、鹿野学級の運営委員を長いことしています。大人が何でも学ぶことができる自由な場ですので、その時に集まった人が興味を持つことについて学んできましたが、例えば大学生までなにも知らなかった人が、子どもを持つと、食べ物に興味が出る。自分だけだと与えられるばかりだったが、子どもに何かを選ぼう、選ばせようということになると、今まで無関心だったものに関心を持つきっかけにもなる。自分自身も、その中で、食べ物、くらし、人とのかかわり、地域とのか

かわりや、世の中に当たり前前に売られているのが実は当たり前でなく、ある意図があり、売られていることが実感できるようになりました。消費者教育は、自分の手にするものがどこから来て、どんな意味があつてなぜ家に来ているのだらうと、考えることにより変わってくるのかと思います。アクリフーズの件についても、冷凍食品一つに全国から申し出があつたということは、一つの工場から全国に行っているということで、それだけでも小学生にとっては大きな驚きだと思いますが、そういったきっかけをうまく捉えて、そこから、どんなふうにつながっているのだらう、自分がどうやって選ぶのだらうと考えたり、そんなに遠くから来ているものよりも、自分の畑のものがやはりいいと思ったり、そのような考え方というものを主体的に身に着けていけるような大人が周りにいたらいいと思います。一方で我が家には知的障害のある子どもがおり、今度高校生になり、だんだん自立していかなければならないのですが、おそらく、物を選ぶ、買い物をするなどというとき、いつまでも誰かが見守っていかないと心配だと思います。先ほど視覚障害のある方が家にあるものを確認できないという話もありましたが、自分で選びとることを任せることができない人たち、そういう人たちを見守れる社会であつたらいいと思いますので、特に仙台が、そういう人たちも暮らしやすいような都市であつてほしいですし、そういう人を狙ってくる人もいるのだということも含め、見守れる土地であつてほしいと思います。今回このような縁をいただいたので、学ばせていただきながら、市民の立場で伝えられたらいいなと思います。

(渡辺会長) 皆様のお話を伺い、感じたことを少しまとめ、加えて私自身のお話をしたいと思います。非常に多様な背景、ご経験をお持ちの方が委員にご就任くださって、それぞれの立場から消費者行政、消費者教育に知見をお持ちだということがよくわかりました。非常に頼もしく、今後審議を進めていくに当たりまして、忌憚のない形でご意見をお聞かせいただければという思いを強くしました。

消費者教育という文脈でお話をいただいた中で、一つの結論としてまとまるものではありませんが、いくつかのキーワードが含まれていたと感じました。例えば、消費者教育を受ける主体、だれが受ける必要があるか、ということについては、高齢者、障害のある方ということが何人かの方から挙がっていました。教育がどこまでできるのかということもあるかもしれませんが、意識的にそのような方を保護するという形で教育をしていかなければならないのかと思いました。ところで、今、保護するという言葉を使いましたが、反面、消費者は保護する対象でなく自立する主体であるというのも印象に残った言葉です。自主的に行動できる消費者、それが市民社会の主体なののだらうと思います。自主性を育むというのは、保護される人というのとは違った色彩を帯びています。また、

消費者の自覚、倫理、モラルというご発言もありました。これも自立・自主と同じ文脈という印象を持って伺いました。次に、重要なこととして連携というキーワードが耳に残りました。行政、学校、企業。そして、学校といってもいろいろな段階がございます。連携というのは、企業の中には例えば生協さんの取り組みもありますが、それぞれが一生懸命行っても、連携が取れていないというのは、力が結集されないということの意味します。うまく連携をとり、力を結集して、1+1を2だけでなく、3、4と増やしていけるような体制を考えていければいいと思います。さらに、何か事が起こってからの後始末ではなく、事前予防というのがありました。後になってからの始末は大変です。おそらく鎌田先生のような弁護士さんの立場からみても、事前に予防できればそれに越したことがないということではないでしょうか。そのために教育があるでしょう。

さらに、親となってからの関心という言葉もありました。私もそうでしたが、子どもを持つと見る目が変わってきます。これまで気づかなかったこと、関心を持たなかったことに関心を持つようになり確かになります。消費者教育推進法では、大学までの教育だけでなく社会教育、高齢者になってからの教育、家庭教育から始まってすべての場面をとらえていますので、これは大切なことだと思います。ご発言を伺った感想は以上になります。続けて私自身のことになりますが、大学では法学部で学部の学生、大学院の学生、それから法科大学院というのもございますが、民法、契約、不法行為といったものを中心に教えています。その関係で申しますと、消費者教育をする上では、法律を教えればいいというのではないと当然思っていますが、わかりやすい法律を作り、わかりやすく教えることを心掛けなければならないと思います。今、消費者関連の法律は、数も多く複雑です。法律の中には初めはシンプルでも、消費者被害が後を絶たず、新手の商法が出てくるということを受けて、改正、改正でだんだん複雑になっていく。その都度条文が長くなり、複雑になっていく。一つの条文だけ見ると、日本語の化け物のような法律も多々ございますよね。これはよろしくないなと思います。整合性のない法律もいくつか見えてきております。たとえば電話回線契約に伴う消費者トラブルを考えてみますと、自宅に販売業者が来て、勧誘を受けて、よくわからないまま回線契約してしまった。後になってあまりメリットがなさそうなのでやめようかなと思った、というときにどの法律が適用されるか考えると、まずベースにあるのは契約ですから民法があります。その上に、消費者契約法があり、訪問販売業者が来ておりますので、特定商取引法というのがあります。また、通信サービスですので、電気通信事業法がありますが、どの法律が適用されるのか一見して全くわからないと思います。民法、消費者契約法、特定商取引法、そして電気通信事業法、

と、法の適用関係がたいへん分かりにくくなっています。市民から見てわかりやすく法を整理していかなければならないと思います。

#### 議題（6）消費者教育推進地域協議会について

（渡辺会長）議題(6)について、事務局よりご説明をお願いします。

（事務局）平成24年12月に、「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「消費者被害の防止」および「消費者の自立支援」のために消費者教育を推進することを目的としており、「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨とすること」等を理念としています。法の施行および昨年6月の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の閣議決定を受け、本審議会では、これまで本市における「消費者市民社会の在り方」や「消費者教育に関係する主体に求められる役割」等について議論、ご提言をいただいております。この法律においては、消費者教育の推進の方策として、都道府県、市町村に消費者教育推進計画を作成することと、消費者教育推進地域協議会を置くことを努力義務として定めています。本市でもこれらのことについて検討する必要がありますが、このうち消費者教育推進計画については、本市では現行の「消費生活基本計画」の中で、既に消費者教育を5本の柱の一つに据え、平成27年度までを計画期間として運用中であるため、次期改定に併せ計画を検討したいと考えております。地域協議会については、法律においても「消費者教育推進計画」策定の際にその意見を聞くこととされておりますこともあり、できるだけ早く設置したいと考えておりますので、本日は地域協議会についてお諮りしたいと存じます。本市では、先に申し上げましたとおり、消費生活審議会において、消費者教育推進の議論もいただいております。本市消費生活審議会には、既に消費者教育推進地域協議会に求められる団体等に入っております。また、消費者教育推進地域協議会に求められる役割と審議会の役割とでは切り離せない部分も大きくなっております。一方で、各主体の情報共有の場としての役割も求められる地域協議会としては、もう少し幅広いメンバーも必要と考えられます。つきましては、審議会と別に教育推進地域協議会を設置したり、審議会の部会として設置するのではなく、当面は、条例第34条第10項に基づき、審議会に、消費者教育推進地域協議会としてさらに必要と考えられる方に関係者として出席していただき、それを地域協議会という位置づけとしてはいかがかと考えました。必要と考えられる団体とは、例えば福祉関係団体、PTA関係団体、司法書士会といった団体で、できるだけ広いネットワークを持った団体等を考えています。たとえば、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会、仙台市PTA協議会、宮城県司法書士会などが考えられます。開催形態としては、年1～2回は通常の消費生活審議会として開催し、さらに1～2回程度、上記の関係者が参加した会議で、消

費者教育関連をテーマとした審議及び情報交換を行うという形を考えております。なお、まずはこの形でスタートしてみましようということ、今後も、社会の変化などに応じ、よりよい方法を取り入れながら進めていきたいと思っております。

(渡辺会長) ありがとうございます。今ご説明をいただいた形で消費者教育推進地域協議会を設置して並行して運営して行くというご提案ですが、ご説明いただいた形で運営して行くということによろしいでしょうか。

(鎌田副会長) ご説明いただいた形によろしいとは思いますが、教育ということになりますと、やはり行政の教育部局の方が入って来ないと推進する上で難しいのではないかと思います、そういうところが入って来るということは考えていないのでしょうか。

(事務局) 今のところは想定しておりませんでした。伊東先生に教育の代表として入っていただいておりますし、今のところは考えておりません。

(鎌田副会長) 委員の中に先生やPTA関係者などが入ることになっていますが、実際に推進する場面になると、消費者部局だけでは、これまでの経験上、うまく進まないのではないかと、実際やっていくのは教育の部局であり、その中には学校教育だけでなく生涯学習の分野などもありますので、ご検討いただければと思います。

(事務局) 委員としてではなく、事務局の中に教育部局が入るということも考えたいと思います。

(白川次長) 委員も、この3つの団体と限定したわけではありませんので、検討していきたいと思っております。

(加藤委員) 市の教育委員会と学校現場とのつながりというのはわかりませんが、一つの学校の校長先生の立場で発言されるのと、教育部門を網羅して、教育委員会の立場として出て、情報を逐一全部の学校現場に届けられるのが教育委員会になるのかと思いますので、網羅しているところの方が深くかかわった方がいいと思います。審議会は審議会でもいいと思いますが、地域協議会となると意味合いが違ってきますので、委員として出ると事務局として出るとはまた違ってくると思います。

(渡辺会長) 例として挙がっている3つに限ったわけではないという話でしたので、検討していただくということによろしいでしょうか。

(白川次長) 伊東先生にも一校長先生としてではなく、仙台市の家庭科教育ということで全体を見ていただいている部会の先生として来ていただいておりますし、事務局として仮に教育が入れないとしても、我々が責任を持って教育に伝え実現することを働きかけていきますし、委員として入った方がいいか、事務局として入った方がいいか、会長さんともご相談し皆さんにもお諮りしながら検討させていただきたいと思っております。

(渡辺会長) ほかにいかがでしょうか。それでは、これによろしいでしょうか。

(7) その他

(渡辺会長) それでは議題の(7)その他ですが、皆様から何かございませんか。

(加藤委員) 消費者行政活性化交付金が今年度終了になるのですが、消費者行政も予算的に心配ですので、審議会場で報告はあるのでしょうか。以前一度、基金ができた時に報告があり意見を求められたので、財源の情報がないと、意見を言うのもむずかしいですので、審議会場でご報告いただければいいと思います。

(事務局) 今まさに来年度予算の策定中ですので、成立後にご説明させていただきたいと思います。

(渡辺会長) 次回のご報告の可能性があるということですね。それでは予定した議題は終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。

平成 26年 2月 6日

仙台市消費生活審議会会長

渡辺達徳

会議録署名委員

飯塚順子